

請負契約書

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「甲」という。）と、●（以下「乙」という。）とは、2023年度講習会講義撮影業務（以下「本業務」という。）について、次のとおり請負契約を締結するものとする。

（契約の内容）

第1条 乙は、別紙の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（請負代金）

第2条 請負代金は、●円（内消費税及び地方消費税の額●円）とする。

（契約の有効期間）

第3条 本契約の有効期間は、契約の締結の日から令和5年10月31日までとする。

（成果品の納入期限等）

第4条 乙は、別紙の仕様書に基づき、成果品を甲の指定する納入期限までに甲の指定する場所に納入しなければならない。

（校正）

第5条 乙は、甲の校正を校了又は責了まで受けるものとする。

（検査等）

第6条 乙は、成果品の納入にあたり、甲の検査を受けるものとする。

2 前項の検査に合格しなかった場合は、乙は甲の指定する期日までに修正し再度納入するものとする。

（請負代金の支払）

第7条 乙は、成果品の引渡し（別紙仕様書の納期ごと）を完了した後、請求書により甲に請負代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から起算して31日以内に請負代金を支払うものとする。ただし、特別の理由のある場合は、この限りでない。

（著作権の帰属）

第8条 本件業務の内、成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。

（再委託等の禁止）

第9条 乙は、本業務を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。

（危険負担）

第10条 契約履行前の成果品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、当該成果品に品質不良、変質、落丁その他の契約不適合な事項があるときは、成果品の納品後であっても、無償による成果品の引換え若しくは手直しを行うものとする。ただし、当該事項が甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第12条 この契約締結後、市場価格に著しい変動があった場合等により、請負代金又は納入期限等の契約内容を変更し、又は納入の中止をする必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がその責めに帰する理由により、第3条の納入期限までに成果品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき、その他契約に違反したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(秘密の保全)

第14条 甲及び乙は、秘密情報（本件業務に関連して甲及び乙が相手方に開示した経理情報、総務・人事情報、顧客・取引先情報、営業情報、技術情報、ノウハウ、資料またはサンプルを含む製品であり（本件業務に基づく仕様書・設計書その他の成果物を含む）、その開示または提供時に秘密情報であると明示したもの。なお、口頭、書面、磁気ディスク等その情報の形態を問わない。）及び個人情報を秘密として保持・管理し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、態様の如何を問わず、秘密情報及び個人情報を第三者に提供、販売、貸与、開示、使用許諾、漏洩等してはならない。

2 甲及び乙は、本契約の趣旨に則り、秘密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務を持って管理する。

(債権譲渡の禁止)

第15条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(反社会的勢力との取引排除)

第16条 甲又は乙が次の号に該当した場合は、相手方は何らかの通知、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

- ① 暴力団、総会屋、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき、又は、暴力団等であったことが認められるとき。
 - ② 暴力団等への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき。
 - ③ 自らあるいは第三者を利用して相手方に対し、暴力的又は威迫的な行為、若しくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行ったとき。
 - ④ 本契約の履行のために契約する者が前3号のいずれかに該当するとき。
- 2 甲又は乙の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者についても、前項の規定を準用する。

(協議事項)

第17条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年●月●日

(甲)

東京都千代田区二番町3番地 麻町スクエア7階
公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 関 荘一郎 印

(乙)

印